

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和4年8月5日

株式会社あそしあ少額短期保険

令和4年8月3日から大雨により、山形県、新潟県及び石川県で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 ： 0120-953-827

受付時間 ： 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 ： 0120-956-834

受付時間 ： 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
山形県	8月3日	米沢市（よねざわし） 寒河江市（さがえし） 長井市（ながいし） 南陽市（なんようし） 西村山郡大江町（にしむらやまぐんおおえまち） 東置賜郡高島町（ひがしおきたまぐんたかはたち） 東置賜郡川西町（ひがしおきたまぐんかわにしまち） 西置賜郡小国町（にしおきたまぐんおぐにまち） 西置賜郡白鷹町（にしおきたまぐんしらたかまち） 西置賜郡飯豊町（にしおきたまぐんいいでまち）
新潟県	8月3日	村上市（むらかみし） 胎内市（たいないし） 岩船郡関川村（いわふねぐんせきかわむら）
石川県	8月4日	金沢市（かなざわし） 小松市（こまつし）

		白山市（はくさんし） 加賀市（かがし） 能美市（のみし） 野々市市（ののいちし） 能美郡川北町（のみぐんかわきたまち）
--	--	---

以上